

株主総会資料の書面交付請求における 振替口座簿・総株主通知の利用について

平成29年5月24日
株式会社 証券保管振替機構

目次

- 1 株式等振替制度について p2
- 2 総株主通知の概要 p3
- 3 振替口座簿・株主情報を利用する場合の加入者情報の流れ p4
- 4 振替制度運営上の課題 p5

【参考】法令上の振替口座簿記録事項等

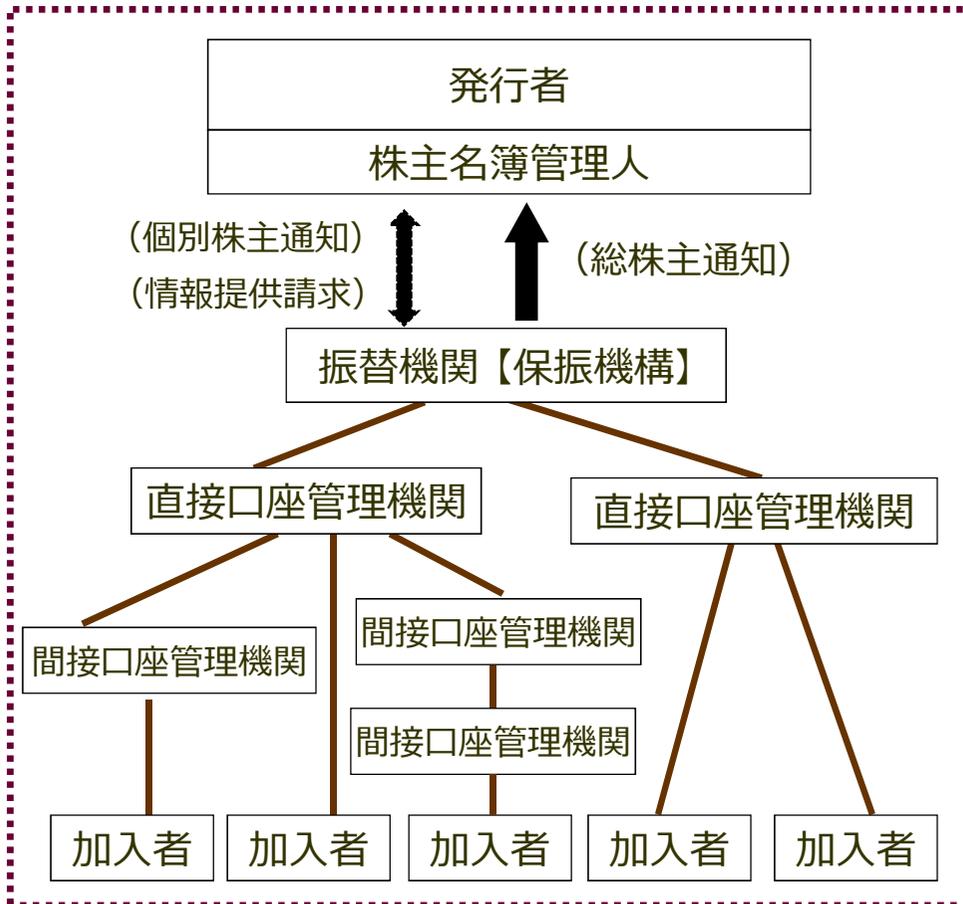
【参考】振替口座簿記録事項を利用したその他の業務

1 株式等振替制度について

(1) 概要

株式等振替制度は、株式等についての権利や、その移転、行使等について、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、振替機関（保振機構）及び口座管理機関（証券会社や銀行等）が備える振替口座簿に開設される加入者（株主等）の口座における電子的な記録を基に行う制度である。

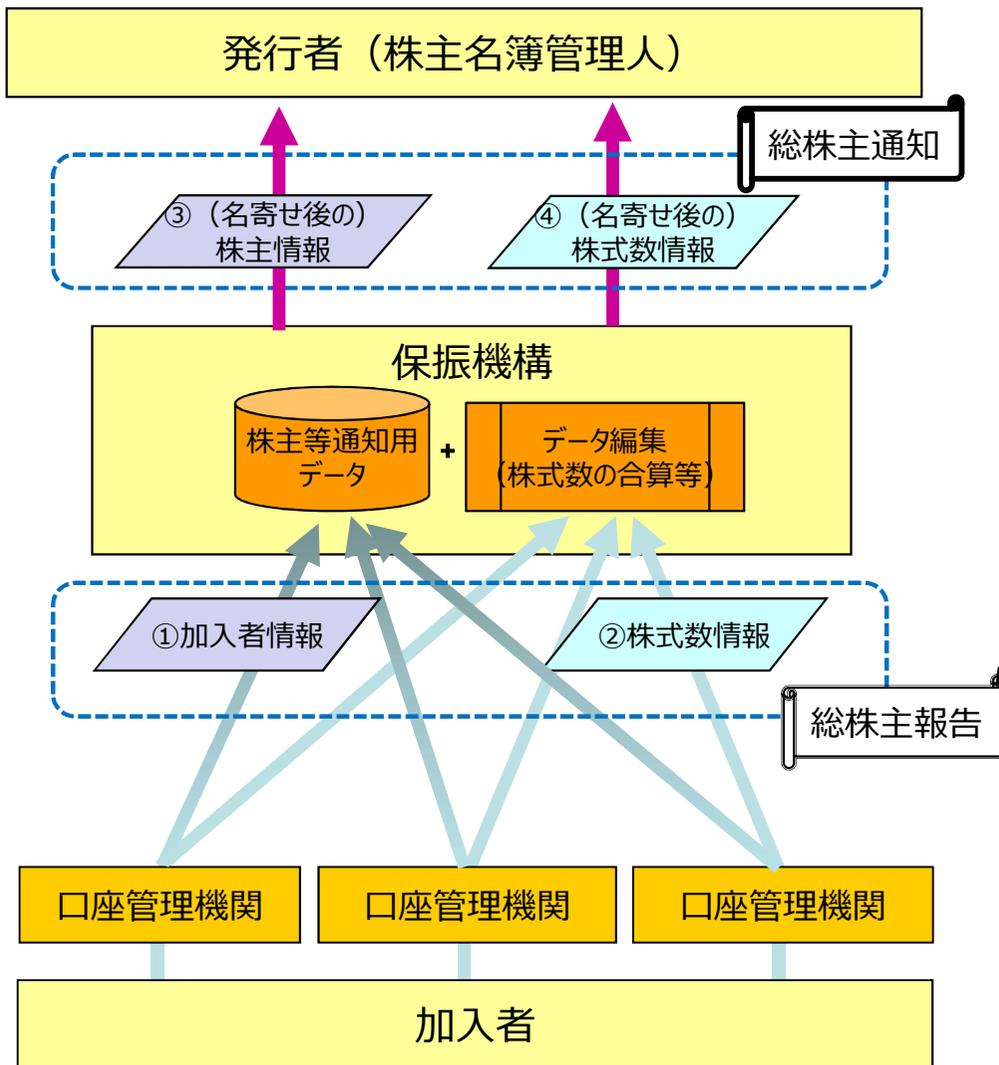
(2) 関係者のイメージ



(3) 規模（平成29年4月末現在）

(株式の)発行者	3,674社
株主名簿管理人	6社
直接口座管理機関 (機構加入者)	171社
間接口座管理機関	120社
加入者口座	28,621,891件
株主等通知用データ (名寄せ後の口座数)	19,047,937件

2 総株主通知の概要

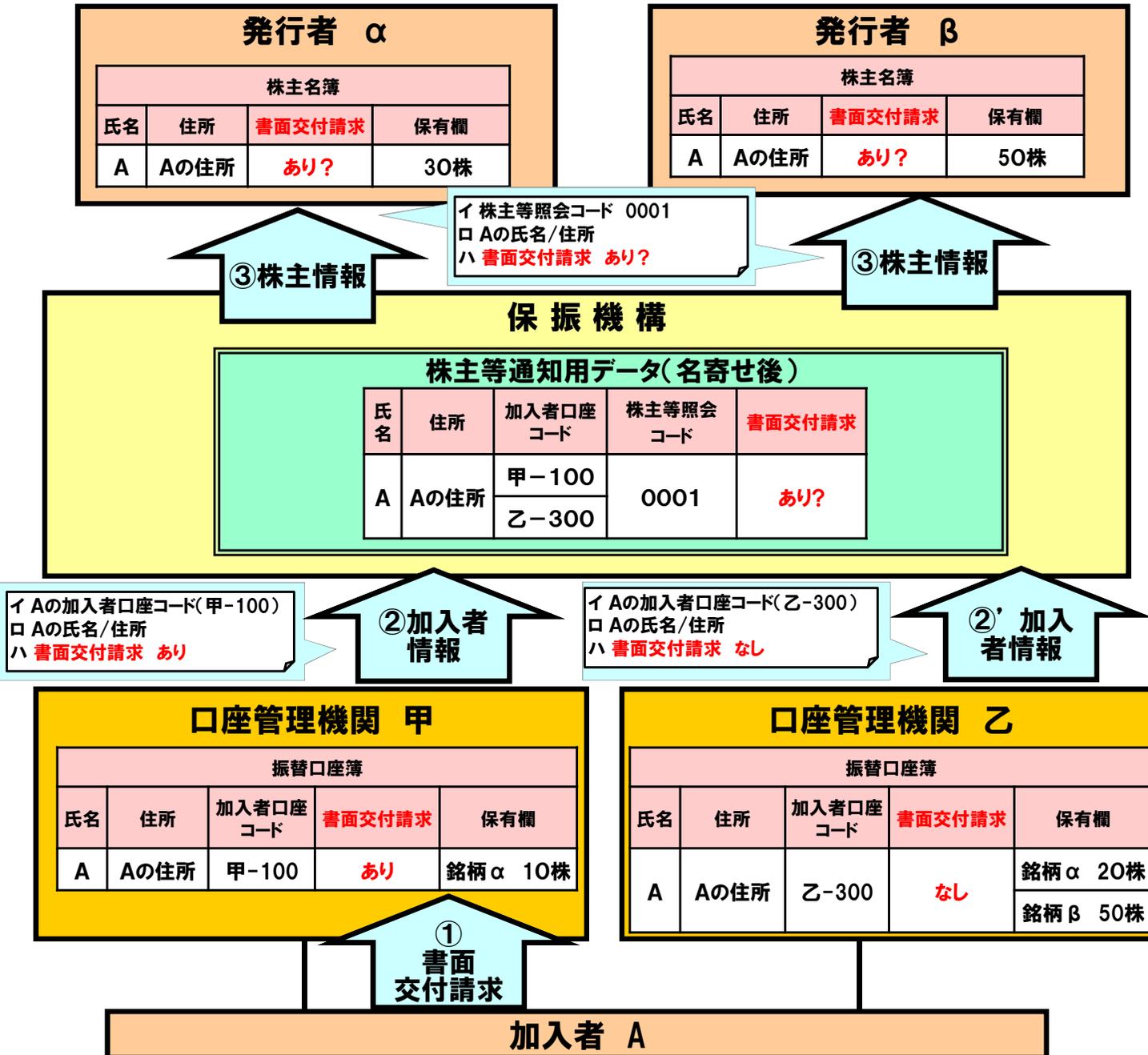


- 株主名簿の更新は、総株主通知に基づいて行われる。
- 総株主通知は、保振機構が発行者に対して、決算期日等の基準日時点における加入者（株主等）の振替口座簿の記録事項（氏名又は名称、住所、口座に記録されている株式数等）を通知する手続きである。
- 総株主通知は、口座管理機関が保振機構に対して行う総株主報告に基づいて行われる。

【発行者に通知される情報の流れ】

- (1) 口座管理機関は、随時、「加入者情報」（図中の①）を保振機構に報告。保振機構は、名寄せ後の結果を株主等通知用データとして管理。
- (2) 口座管理機関は、銘柄毎の基準日時点の加入者の「株式数情報」（図中の②）を保振機構へ報告。
- (3) 保振機構は、名寄せ後の「株主情報」（図中の③）及び「株式数情報」（上記(2)の株式数情報を株主等通知用データに基づき株主毎に合算した株式数：図中の④）を発行者に通知（総株主通知）。

3 振替口座簿・株主情報を利用する場合の加入者情報の流れ



■ 複数の口座管理機関（甲及び乙）に口座を持つ加入者 A が、口座管理機関 甲に対してのみ書面交付請求を行うことを想定。

※ 株式数情報については、別途、授受をしており、発行者は株主等照会コードにより株主情報と株式数情報の紐付けを行う。

【留意点】

- a 株主単位の書面交付請求（銘柄単位での書面交付請求は困難）
- b 振替口座簿と株主名簿の不整合の発生（銘柄β）

4 振替制度運営上の課題

- (1) 振替制度の根幹の仕組みを大幅に変更することに伴うリスクとコスト
- (2) 口座管理機関全社におけるシステム対応・実務構築に伴うコスト
- (3) 関連業界（証券会社・銀行等、株主名簿管理人、発行会社）の合意形成

以 上

【参考】法令上の振替口座簿記録事項等

振替口座簿記録事項

＜社債、株式等の振替に関する法律 第129条第3項＞

- 1 加入者の氏名又は名称及び住所
- 2 発行者の商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは振替株式の種類（「銘柄」）
- 3 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
- 4 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所
- 5 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前2号の数のうち信託財産であるものの数
- 6 第3号又は第4号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日
- 7 その他政令で定める事項

＜社債、株式等の振替に関する法律施行令 第28条＞

- 1 振替株式についての処分の制限に関する事項
- 2 発行者が次のイからハまでに掲げる者である場合において、加入者が当該イからハまでに定める者であるときは、その旨
 - イ 放送法第116条第1項に規定する基幹放送事業者 同項に規定する外国人等
 - ロ 放送法第125条第1項に規定する基幹放送局提供事業者 同項に規定する外国人等
 - ハ 放送法第161条第1項に規定する認定放送持株会社 同項に規定する外国人等
- 3 発行者が航空法第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定するその持株会社等である場合において、加入者が同項に規定する外国人等であるときは、その旨
- 4 発行者が日本電信電話株式会社である場合において、加入者が日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項各号に掲げる者であるときは、その旨

総株主通知の通知事項

＜社債、株式等の振替に関する法律 第151条第1項＞

- ① 株主の氏名又は名称及び住所
 - ② 当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数
 - ③ その他主務省令で定める事項
- ＜社債、株式等の振替に関する法律 第151条第3項＞
- ・ 登録株式質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項
- ＜社債、株式等の振替に関する命令 第20条＞
- ※ 施行令第28条第2項～4項と同一の内容

個別株主通知の通知事項

＜社債、株式等の振替に関する法律 第154条第3項＞

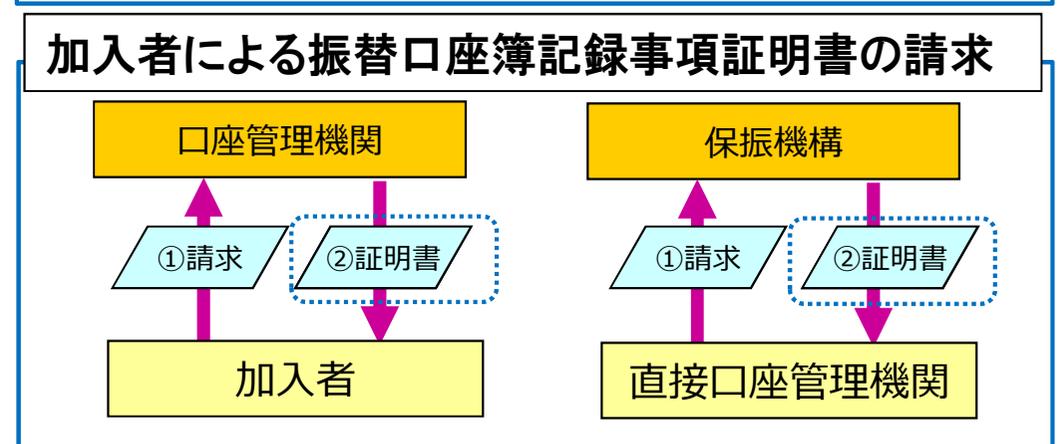
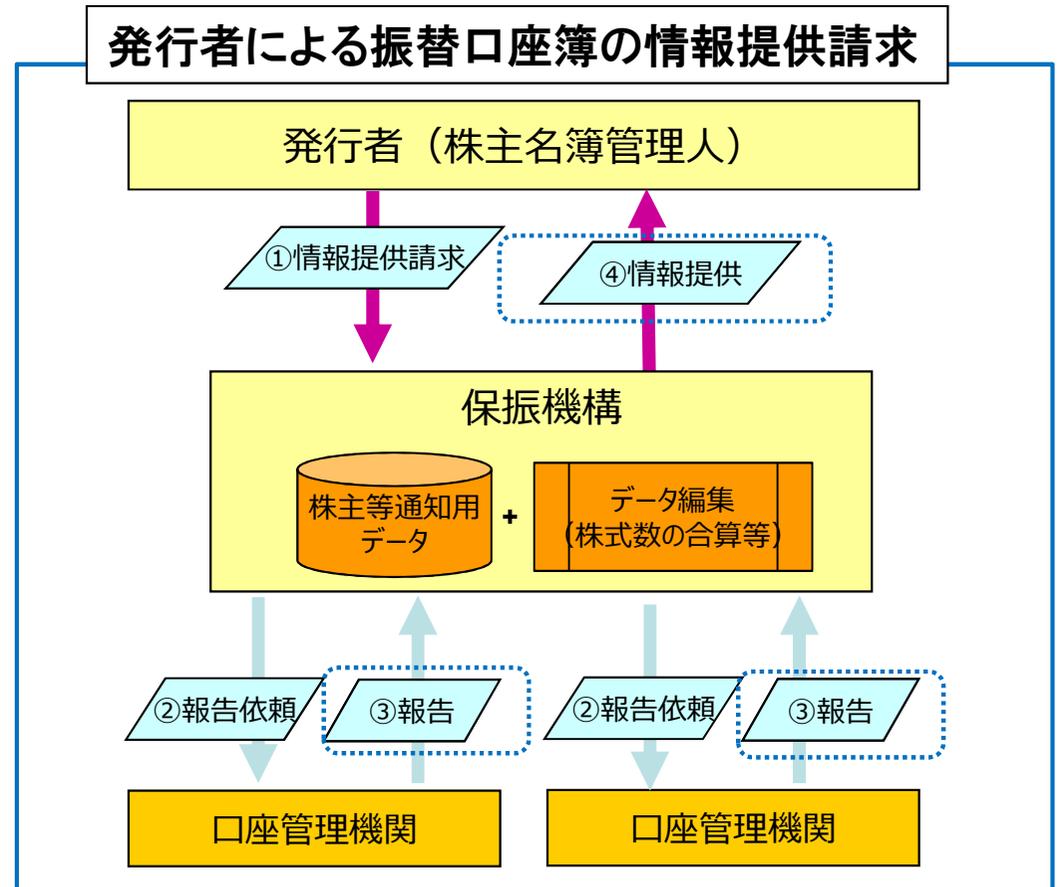
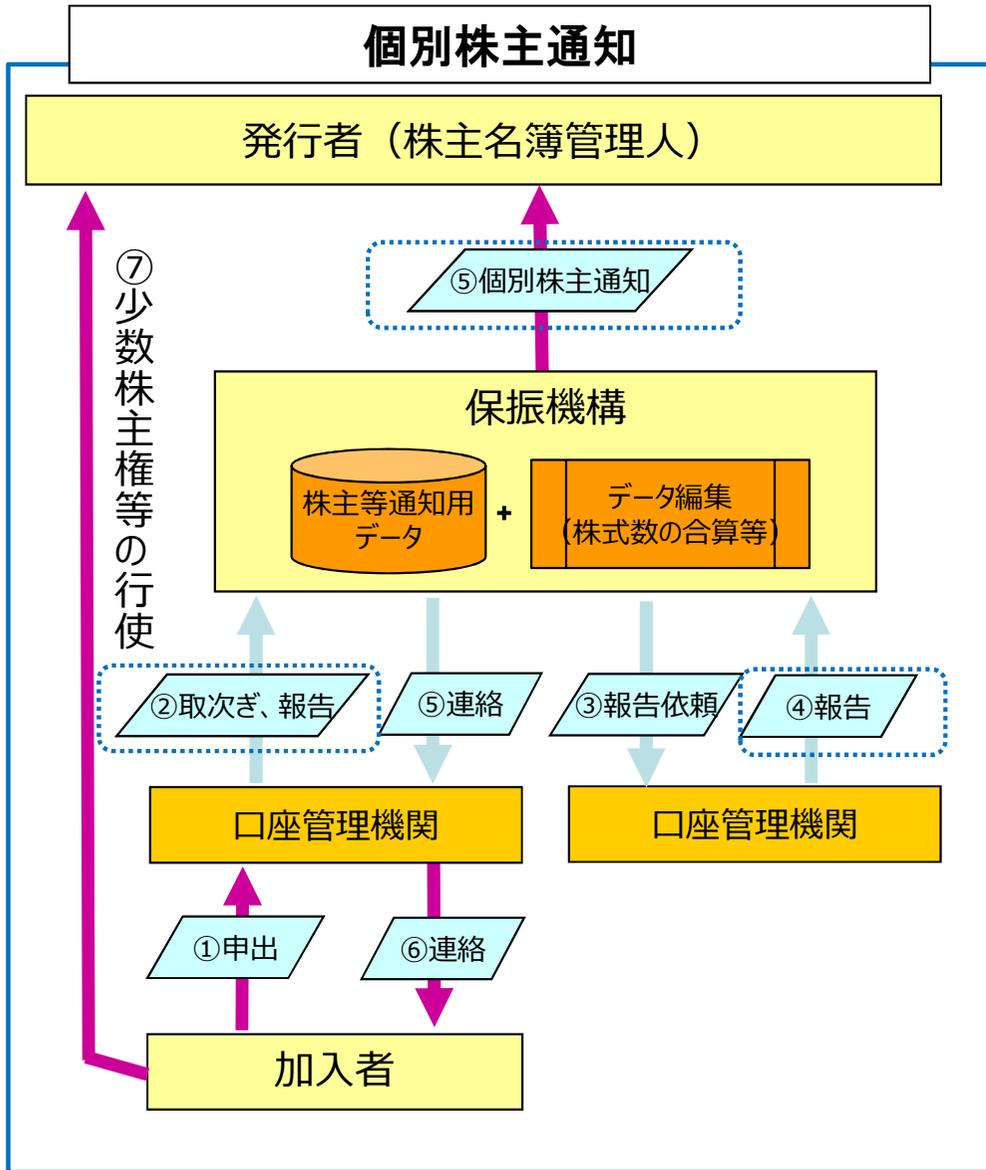
- ① 加入者の氏名又は名称及び住所
 - ② 当該加入者（又は特別株主、質権者である株主）の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数並びに増加・減少の記録の数および記録の日
 - ③ その他主務省令で定める事項
- ＜社債、株式等の振替に関する命令 第25条＞
- ※ 第20条各号に掲げる事項

振替口座簿の記録事項の報告（情報提供請求）

＜社債、株式等の振替に関する法律 第277条＞

- ・ 直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、若しくは記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって主務省令で定めるものにより提供

【参考】振替口座簿記録事項を利用したその他の業務



振替口座簿に項目を追加した場合、 に影響